

報道関係 各位

2019年9月26日(木)
エフコープ生活協同組合

エフコープ全15店舗にて、5%還元実施 ～キャッシュレス・消費者還元事業 開始のご案内～

エフコープ生活協同組合（本部：福岡県糟屋郡篠栗町 理事長：堤 新吾）は、2019年10月からの消費税増税に伴い、同月から開始される「キャッシュレス・消費者還元事業」に経済産業省より承認を受け、エフコープ店舗で使えるポイント・プリペイド機能を持つ組合員カード「エフコープぷるか」のプリペイド支払い時に限り、お買い物金額より5%分還元することをお知らせいたします。

【還元対象期間】2019年10月1日～2020年6月30日

【対象店舗】福岡県内15カ所にあるエフコープ店舗全店

【還元条件】エフコープの組合員カード「エフコープぷるか」によるプリペイド支払い時に限る

【還元金額】お買い上げ金額より5%分

【還元タイミング】「エフコープぷるか」での決済直後、次回お買い物時に優先的に値引き

<その他消費税に伴うエフコープ店舗の対応>

■店内飲食

「イートインコーナーでお召し上がりになる場合は、お申し出ください」などのお知らせを店内に掲示。店内飲食の場合は標準税率(10%)、持ち帰りの場合は軽減税率(8%)となります。

しかし、来店者にお支払いいただく総額は、店内飲食も持ち帰りも同額とします。

例) 300円(税込)のお弁当をエフコープの店舗で購入した場合

- ・店内飲食(イートイン)の場合 お支払額300円(商品価格273円、消費税率10% 27円)
- ・持ち帰り(テイクアウト)の場合 お支払額300円(商品価格278円、消費税率8% 22円)

■店内での価格表示

標準税率(10%)と軽減税率(8%)の商品で、プライスカード台紙の色を区別します。また、アルコール飲料や酒類調味料などについては、該当商品の売り場で税率を案内します。



エフコープの組合員カード
「エフコープぷるか」

《この件に関するお問い合わせ》 エフコープ店舗支援部 担当:加藤 好美(かとう よしみ)

(TEL)092-947-4811 / (携帯)080-8561-9850

(E-mail)yoshimi-kato@fcoop.or.jp

エフコープ生活協同組合(概要) ホームページ: <http://www.fcoop.or.jp/>

【本部】〒811-2495 福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗 4826-1 【電話(代表)】092-947-9000

【理事長】堤 新吾 【組合員数(2018年度)】503,238名 【出資金(2018年度末)】212.67億円